

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

去る8月15日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船が我が国領海に侵入し、乗組員の一部が、尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。

今回の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずであるにもかかわらず、不法上陸させることとなった上に、海上保安庁の巡視船に対してレンガ等を投げつけるなど、明らかに他に罪を犯した嫌疑があるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還としたことは極めて遺憾である。

最近では、これ以外にも、メドヴェージェフ首相の北方領土上陸、李明博大統領の竹島上陸が相次いで行われるなど我が国の主権が脅かされている。

このような中、政府は、9月11日に地権者と売買契約を締結し、尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島を国有化したとの報道がなされたところである。

よって、国においては、日本の国家主権を断固として守るために、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 今後、同様の事案があった場合、出入国管理法及び難民認定法第65条を適用することなく厳正に刑事手続を進めること。また、中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。
- 2 尖閣諸島及びその海域の警備態勢・方針を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携、装備・人員の手当て等の拡充を急ぐこと。また、南西諸島防衛を強化する施策を実行すること。
- 3 施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化と海の有効活用を図ること。
- 4 尖閣諸島は歴史的にも国際法的にも我が国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月18日

徳島県議会議長 榎 本 孝